

令和3年度 茨城県食品衛生監視指導計画実施結果の概要

食品衛生法の規定に基づく「令和3年度茨城県食品衛生監視指導計画」の実施結果の概要を取りまとめましたのでお知らせします。

本計画においては、食品等事業者の監視指導、食品等の試験検査、食中毒等健康被害防止対策、食品表示の適正化の推進、リスクコミュニケーションの推進等を柱に実施しました。

食品等事業者の監視指導

食品等事業所に対する立入検査は、食品衛生法許可及び届出施設など 51,485 施設について実施し(実施率:96.4%)、施設基準遵守状況を確認するとともに、必要に応じて改善指導を行った。

さらに、と畜場(実施率:110%)、大規模食鳥処理場(実施率:100%)、認定小規模食鳥処理場(実施率:23.3%)に対する立入検査を実施し、より衛生的な解体処理等について指導した。

食品等の試験検査

県内で製造、販売、流通する食品等、236 検体の試験検査を行い、県内に流通している食品の安全性を確認した。

また、と畜場等で処理された獣畜等の残留動物用医薬品の試験検査を食肉 421 件、食鳥肉 1,735 件実施し、食肉、食鳥肉の安全性を確認するとともに、枝肉等の微生物検査を 380 件実施し、と畜場等の経営者及び作業従事者に対する衛生指導に活用した。

食中毒等健康被害防止対策

県内外で発生した食中毒事件(疑いを含む。)について、他都道府県等と連携して調査を行うとともに、562 件の試験検査を実施し、原因究明及び再発防止等の指導を実施した。

また、フグを取扱う営業施設については、254 件の監視指導を行い、フグによる食中毒防止に努めた。

食品表示の適正化の推進

食品表示法に基づく食品表示に関する講習会を開催するなど、事業者の自主的な取り組みを支援するとともに、小売店等に対し食品表示の確認及び指導を実施した。

リスクコミュニケーションの推進

県内各地で開催する予定であった「食の安全に関する意見交換会」は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、令和3年度の開催を中止した。一方、県のホームページ、県広報誌、SNS(ソーシャルネットワークサービス)等を通じて、生産者、食品等事業者及び消費者の相互理解の促進を図るとともに、食の安全に関する正確な情報の提供に努めた。